

福祉部

議案第 140 号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 140 号大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料 2 ページをお願いします。

改正理由といたしましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の改正により、特例給付が廃止されたことに伴い、特例給付の文言を引用している当該条例の一部を改正するものです。

改正内容は、別表第 2 の 8 の項中「若しくは特例給付」を削除するものです。

3 ページをお願いします。

改正箇所については記載のとおりとなります。

また、施行期日は、公布日であり、改正前の児童手当法附則第 2 条

第1項の給付の支給に関する特定個人情報の利用については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。